

【自治体情報システム標準化・共通化事業に係るパブリックコメントを実施しない理由の公表について】

このことについて、延岡市政策等の形成過程における市民参加条例（以下、条例）第4条第1項第3号に該当することから、同条第2項の規定に基づき、パブリックコメントを実施しない理由を公表します。

1 自治体情報システム標準化・共通化事業の概要

令和3年9月に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、情報システムの標準化の対象となる20業務について、国が整備するガバメントクラウドに構築される標準準拠の自治体情報システムに令和7年度までに移行する。

令和6年度事業費：103,305千円

2 パブリックコメントを実施しない理由

以下の理由からパブリックコメントは不要と判断する。

当該事業は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき実施するものであり、構築するシステムについて、国が示す標準仕様（標準化基準）適合しなければならないものであることから、当該事業の実施にあたっては、条例第4条第1項第3号に規定される「法令等の規定により実施機関に裁量の余地のないとき」に該当すると判断されるため。

※参考（条例解説書抜粋）

(3) 法令等の規定により実施機関に裁量の余地のないとき。

国や県から規定例等が示され、その内容どおりの政策等を定める場合、他の法令の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整理等、実施機関に裁量の余地がないものが該当します。